

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 平成31年2月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

| | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大西 善郎 | 2番 | 小川 利 | 3番 | 小田 常雄 |
| 4番 | 金田 善雄 | 5番 | 木下 茂 | 6番 | 齋藤 はつ子 |
| 7番 | 柴田 精治 | 8番 | 谷口 清美 | 10番 | 中井 弘 |
| 11番 | 仲須 眞理 | 12番 | 長谷目 隆 | 13番 | 濱堀 秀規 |
| 14番 | 林 博子 | 15番 | 板東 幸雄 | 16番 | 藤本 詳治 |
| 17番 | 増金 義文 | 18番 | 松村 多美子 | 19番 | 向 栄治 |

欠席委員 9番 手塚 弘二 20番 八木 健治

議 案

| | | |
|------------------------------------|-------|----|
| 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について | 利用権設定 | 1件 |
| 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について | | 2件 |
| 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について | | 1件 |
| 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について | | 3件 |
| 相続税の納税猶予に関する適格者証明について | | 1件 |

報 告

| | |
|--------------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 7件 |
| ②農地法第18条第6項の規定による通知について(農地法第3条賃貸借解約) | 1件 |
| ③使用貸借について | 1件 |

事務局次長 定刻がまいりましたので、ただ今から平成31年2月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局次長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は5番 木下委員、6番 齋藤委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。

続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1及び2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

林委員 14番。今回の申請は、●●さんの農地を▲▲さんが購入及び借入するものです。
▲▲さんは、里浦町で農業と漁業を営んでおり、現在25aの農地を所有しています。購入及び借入後の面積は56aとなり、自身の所有地と合わせて、かんしょ、大根の栽培を行う計画です。
適切に農業を行う旨の意思も確認できておりますので、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番及び2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

長谷目委員 12番。申請地は、大津中央公民館の南にある農地です。申請人は申請地の北側に農地を所有しており梨の栽培を行っておりますが、車両を駐車する場所がなく、耕作を行う際に不便な状況であったため、申請地を駐車場として活用したいと考えて今回の申請となりました。
土地の造成は行わずに現状のまま利用する計画であり、既存の柵により被害防除を図ります。また、雨水については地下浸透で対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津中央公民館の南約270mに位置し、住宅地の中に存在する10ha未満の広がりのない小規模農地で、第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側に圃場を所有しており梨の栽培を行っていますが、農業用車両や自家用車両を駐車する場所が無いために作業を行う際に不便な状況でした。そのため、圃場に近い申請地を駐車場として活用したいと考えて今回の申請となりました。

計画では土地の造成などは一切行わず、周囲に設置されている既存の柵にて被害防除を図ります。排水については基本的には地下浸透で対処することとしており地元水利組合からの同意も得ています。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>

- ・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。

まず、申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんお願いします。

大西副会長 1番。申請番号1、2は関連案件のため、一括して説明します。

申請地は、櫛木漁港の南にある農地です。

譲受人は、北灘町櫛木に営業所を設置して運送業等を営んでいます。今回、事業拡大を行うにあたり事業用駐車場としての適地を探していたところ、事業所から近く主要道路に面した申請地について買い受けることを譲渡人と合意したため今回の申請となりました。

事業計画では、砕石で盛土をしたうえで整地をし、駐車場として使用することとしており、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図る計画となっております。

す。また、排水の処理については、道路を管理する国交省と鳴門市と協議を行い施工すると確認をとっておりますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、榑木漁港から南へ約1.3kmに位置し、西側を国道11号線、東側を山に囲まれた10ha未満の広がりのない農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、北灘町榑木に営業所を設置して運送業等を営んでいます。今回、事業拡大を行うにあたり事業用駐車場としての適地を探していたところ、事業所から近く主要道路に面した申請地について買い受けることを譲渡人と合意したため今回の申請となりました。

事業計画では、碎石で盛土をすることで整地をし、そのまま駐車場として使用することとなっており、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。排水の処理については、道路を管理する国交省と鳴門市と協議を行い施工するという内容で誓約書を提出していただいております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番及び2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番及び2番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号3番の案件について地元委員さんより、ご意見を申し上げます。

事務局係長

本日、地元委員の手塚さんが欠席のため、意見書をお預かりしておりますので代読させていただきます。

申請地は、大麻比古神社の東にある農地です。譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。

計画では、土地の造成は行わず、施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大麻比古神社の東、約1.1kmに位置する農地であり、周囲を山地で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを260枚設置、71.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成30年5月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約申込みも平成30年6月になされております。その後、平成30年8月に事業承継届出を行っております。

事業計画では、不陸整正を行い防草シートの敷設のみで、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画で、地元水利組合の同意も得ております。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり承認することといたします。

以上で議案第4号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。

まず、申請番号1番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長 <5. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。

申請番号1番の地元委員さんお願いします。

木下委員 5番。●●さんは大麻町で水稻を生産する農家であり、約1.7haの農地を所有しています。

今後も農業経営を続けていく意思及び一部の農地については、納税猶予の特例に基づき貸付を行っていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

